

# マンモグラフィ検診従事者研修事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			
施策大目標 分野	1	2	3
	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	高齢者の雇用就業を促進すること	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

### 施策中目標

1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
---	--

## 2. 現状・問題分析

### (1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

#### ①現状分析

マンモグラフィの緊急整備が進み、検診に従事する専門家の不足が指摘されている。

- ・十分な知識経験を有する読影医師数 6,649 人
  - ・十分な知識経験を有する撮影技師数 5,656 人
- （平成18年3月31日時点、NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会調べ）

#### ②問題点

毎年度養成される読影医師、撮影技師の数が、マンモグラフィの普及状況と比較して不足している。また、当該養成研修を受けた後においても、一定レベルの水準を維持するためのフォローアップ体制が構築されていない。

### ③問題分析

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成研修については、民間法人でも自主的に行っているが、費用面などから養成人員に限界がある。

### ④事業の必要性

本事業は、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成に係る費用を国が補助することにより、専門的知識・技術を有する読影医師、撮影技師の数を増加させ、マンモグラフィの普及状況に対応するものである。

## (2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

### ①現状分析

- 研修受講者数は着実に増加しているものの、検診に従事する専門家の不足が指摘されている。
- ・十分な知識経験を有する読影医師数 6,649 人(H18.3.31)→10,829 人(H22.7.31)
  - ・十分な知識経験を有する撮影技師数 5,656 人(H18.3.31)→10,544 人(H22.7.31)
- (NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会調べ)

### ②問題点

毎年度養成される読影医師、撮影技師の数が、マンモグラフィの普及状況と比較して未だに不足していると言われている。また、当該養成研修を受けた後、一定レベルの水準を維持するためのフォローアップ体制を構築するための努力が民間法人等においてなされているものの、費用面の問題等があり、現状では不十分な状況にある。

### ③問題分析

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成研修については、当初の養成研修に加え、日進月歩の技術に対して一定レベルの水準を維持するためのフォローアップ研修が必要である。

### ④事業の必要性

本事業は、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成に係る費用を国が補助することにより、専門的知識・技術を有する読影医師、撮影技師の数を増加させ、マンモグラフィの普及状況に対応するものである。

## 3. 事業の内容

### (1) 実施主体

都道府県、公益法人等

## (2) 概要

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成するための研修事業に対して、国が補助を行う。

## (3) 目標

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成を推進することにより、乳がん検診の受診率を向上させ、ひいては女性の健康の保持増進に寄与する。

## (4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：42百万円

マンモグラフィ検診従事者研修事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
157	157	157	45	

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

### (1) 必要性の評価

#### ■行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）・・・有

（理由）

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成を推進することにより、乳がん検診の受診率を向上させることができ、ひいては、女性の健康の保持増進に寄与できることとなることから、本事業については、一定の公益性がある。

#### ■国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）・・・有

（理由）

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、地域差なくマンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成し、ひいては、マンモグラフィの普及及び乳がん検診の受診率の向上に向けた全国的な取組が可能となる。

#### ■民営化や外部委託の可否・・・可

（理由）

本事業が対象とする研修は、都道府県や民間法人等への補助により実施されることとなる。  
本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものである。

#### ■緊要性の有無・・・有

(理由)

乳がんについては、年間約3.5万人が発症し、約1万人が死亡していることから、早期発見、早期治療により、当該死亡者数を減少させることが急務である。

また、がん対策基本法が成立したことに対応して、速やかに措置を講ずる必要がある。

### (2) 有効性の評価

---

#### ■政策効果が発現する経路

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成への国庫補助→当該養成数の増加及び資質の向上→マンモグラフィ検診の機会の増加及び精度の向上→乳がん検診の受診率の向上→乳がん患者の早期発見、早期治療→乳がん起因する死亡数の減少

#### ■これまで達成された効果、今後見込まれる効果

##### ・今後見込まれる効果

本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療が可能となり、乳がん起因する死亡数の減少が見込まれる。

#### ■政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

特になし。

### (3) 効率性の評価

---

#### ■手段の適正性

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

#### ■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、マンモグラフィ緊急整備事業によりマンモグラフィの整備が進む一方で、検診に従事する専門家の不足が指摘されており、本事業を通じた当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られる。

さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療が可能となり、乳がんに関与する死亡数の減少が見込まれる。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

## 5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

### （1）有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成への国庫補助→当該養成数の増加及び資質の向上→マンモグラフィ検診の機会の増加及び精度の向上→乳がん検診の受診率の向上→乳がん患者の早期発見、早期治療→乳がんに関与する死亡数の減少

#### ②有効性の評価

本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療のために有効であった。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

### （2）効率性の評価

#### ①効率性の評価

##### ■手段の適正性

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段であった。

##### ■費用と効果に関する評価

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的であった。

また、本事業を通じた当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られた。

さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療の推進に関して、費用に見合った一定の効果があったと考えられる。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

## ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

## (4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を計上する。

## 6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	乳がん検診受診率	17.6	12.9	14.2		
達成率						
2	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度）	92.4	90.0	88.5	87.2	集計中
達成率		102.6%	102.6%	101.7%	101.5%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1：地域保健・老人保健事業報告</li> <li>指標2：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。</li> </ul> <p>また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。</p>						

## 7. 特記事項

## (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

①  有・無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

## (2) 各種計画等政府決定等の該当

①  有・無

② 具体的記載

「がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。

## (3) 審議会の指摘

① 有・ 無

② 具体的内容

## (4) 研究会の有無

① 有・ 無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

## (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・ 無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・ 無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし